

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第997号

2020年（令和2年）1月9日

藤沢市教育委員会
教育長 平岩 多恵子 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

学校給食の企画，運営及び指導に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略，目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2019年（令和元年）12月20日付けで諮問（第997号）された学校給食の企画，運営及び指導に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略，目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について，次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第10条第5項ただし書の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第12条第1項第4号の規定による目的外に利用する必要性があると認められる。
- (4) 条例第12条第5項ただし書の規定による目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (5) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは，適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，本事務の実施に当たり個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由，目的外に利用する必要性及

び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過

藤沢市の中学校給食は、市の栄養士が作成した献立に従って民間施設で業者が調理し、弁当箱に詰めて学校に配送するデリバリー方式と弁当持参の選択制で実施している。

デリバリー方式の給食は、平成26年度から2校で試行を開始し、平成28年度に本格実施となり、その後、実施校を拡大し、2019年（令和元年）10月に市内全校実施となった。

給食の実施に当たり、給食費については、学校で徴収管理をする負担がなく、また滞納が発生しないよう、前払い制を採用し、給食費を管理する給食予約システムを導入している。この給食予約システムの導入については、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問し、2014年（平成26年）5月8日付けで答申（第656号）を受けている。

この給食予約システムについて、新たに給食予約に関する各種通知をメール配信することで、利用者の利便性向上を図ることができるため、メール機能の追加を予定している。

また、就学援助認定者の給食費支給について、所管課である学務保健課から就学援助対象者リストを載せた依頼に対し、学校給食課から学務保健課に給食の利用金額等の喫食情報を報告しているが、この喫食情報作成に係る対象者のデータ作成について、学務保健課から送られた就学援助対象者リストと給食予約システム内の対象者の突合作業が困難なケースがあることから、事務作業の効率化を図り、事務処理ミスを防ぐため、学務保健課が生徒情報を管理するために保有している学齢簿番号を給食予約システムに追加することを予定している。

以上のことから、メール機能を給食予約システムに追加すること及び学務保健課が保有する学齢簿番号等の情報を利用することが必要かつ合理的であると考えられることから、条例第10条、第12条及び第18条の規定に基づき、個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することについて

ア 個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性について

就学援助対象者は、給食費を一度負担し、その後、喫食した分の給食費の支給を受けているため、学務保健課の依頼に対し、学校給食課が学務保健課に利用金額等の喫食情報の報告を行っている。現在、この報告業務について、学務保健課は、戸籍上の氏名を就学援

助対象者リストに載せて学校給食課に報告依頼をしているが、給食予約システムでは、学校で使用している氏名の登録をしているため、戸籍上の氏名と給食予約システムに登録されている氏名が異なる場合など、対象者の突合作業が困難なケースがある。そのため、学務保健課が学齢簿システムで全生徒に付番し、生徒情報を管理するために使用している学齢簿番号を新たに給食予約システムに追加することを予定している。

給食予約システムにおいて、全生徒の情報を学齢簿番号で管理することによって、学齢簿番号付きの全件の喫食データを給食予約システムから出力することが可能になる。そのデータと学務保健課からの学齢簿番号付き就学援助対象者リストを突合することで、就学援助認定者約1,700人の正確な喫食情報データの作成が容易になり、事務作業の効率化を図り、事務処理ミスを防ぐことができる。

本業務で必要とする個人情報、学務保健課が生徒情報を管理するために保有しているものであり、対象者である市内公立中学生約1万500人の保護者から個別に収集した場合、莫大な時間及び労力を要する。

また、本業務は、コンピュータ処理にて行うため、学務保健課が既に電子データで保有している当該個人情報を利用することが合理的である。

以上のことから、迅速かつ合理的に本業務を進めるためには、ほかに方法がないことから、既に市内の生徒の情報について把握し、体系的に管理している学務保健課から当該個人情報を収集し、目的外に利用する必要がある。

なお、学齢簿番号を本人以外のものから収集及び目的外に利用することについては、基本的に年1回の新生が入るタイミングで行い、それ以外には転入生が入ってくるタイミングで随時行う。

イ 本人以外のものから収集する個人情報

- (ア) 学齢簿番号
- (イ) 生徒氏名（戸籍氏名）
- (ウ) 学校名
- (エ) 学年

ウ 受渡しの方法

庁内ネットワーク内の端末である学齢簿システムから学務保健課職員が抽出を行い、学務保健課職員から学校給食課職員にCSV形式のデータの受渡しを行う。

受渡しに使用する電磁媒体は、USBを使用し、受渡しの際には、双方の職員同士が直接受渡しを行い、媒体については、ファイルにパスワードを付与し、紛失しないよう施錠が可能な専用ケース等に収納して運搬する。

また、これらのデータを学校給食課職員が、既に登録されている給食予約システム登録者の情報と突合作業を行い、給食予約システ

ム受託業者に学齢簿番号付きの生徒情報（学齢簿番号，生徒氏名（学校使用カナ氏名），学籍番号（学年，組，番），学校名）の受渡しを行う。

エ 個人情報をも本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略及び個人情報を目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

今回収集し，利用する個人情報は，約1万500件になることから，通知すべき相手が多数で，通知する費用や事務量が過分に必要となり，事務処理の効率性が著しく損なわれることから，事前の個別通知は省略する。

なお，代替え措置として，年度内に生徒全員に配布予定の書類に，学齢簿システムから学齢簿番号，生徒氏名（戸籍氏名），学校名，学年を収集し，中学校給食予約システムに利用することについて，掲載することで対象者（保護者）に対して周知を行う。

(3) コンピュータ処理について

ア メール機能

(ア) コンピュータ処理を行う必要性

給食予約システムのメール機能は，利用者があらかじめ給食予約システムに登録した電子メールアドレスに，希望する各種通知内容のメールが届くものである。

既存の給食予約システムでは，給食予約システム受託業者が給食に関する各種通知を紙ベースで発行し，学校を通じて生徒に渡しているが，生徒が保護者に渡すことを忘れてしまっているなどの理由により，保護者に通知が渡らないことがある。

また，予約情報や各種お知らせについて，給食予約システムにログインしないと見ることができないため，給食に関する各種情報を収集できないことがある。

以上のことから，給食に関する各種情報をメール配信してほしいとの声が挙がっているため，新たに電子メールアドレスを給食予約システムに追加し，管理するため，コンピュータ処理を行う必要がある。

なお，各種通知内容は，次のとおりである。

- a 予約受付
給食予約が完了したことを通知
- b 入金受付
給食費の入金が完了したことを通知
- c お知らせ
学校の行事変更等で給食実施日が変更した場合にその内容を通知
- d 入金期限
仮予約状態の入金期限が迫っていることを通知
- e パスワード再発行

パスワードを忘れた場合の再発行通知

(イ) コンピュータ処理を行う個人情報

電子メールアドレス

(ウ) コンピュータ処理の流れ

利用者は、給食予約システムにログイン後、メールアドレス登録設定により、利用者の電子メールアドレスの登録及び希望する通知内容（予約受付、入金受付、お知らせ、入金期限、パスワード再発行）を選択する。

給食予約システム受託業者は、予約システムサーバより、データセンター内のメールサーバに対してメールの送信指示を出し、データセンター内のメールサーバから、受信先のメールサーバに対してメールを送信する。その後、受信先のメールサーバから利用者へメールが送信される。

なお、電子メールアドレスについては、給食予約システム受託業者のサーバで管理するため、教育委員会及び学校では管理及び閲覧はできません。

イ 学齢簿番号

(ア) コンピュータ処理を行う必要性

給食予約システムに学齢簿番号を追加し、全生徒の情報を管理及び喫食データ等を出力するため、コンピュータ処理を行う必要がある。

(イ) 新たにコンピュータ処理を行う個人情報

学齢簿番号

(ウ) コンピュータ処理の流れ

学務保健課からの全生徒の学齢簿情報（学齢簿番号、学校名、生徒氏名（戸籍氏名）、学年）を利用し、学校給食課職員が既に給食予約システムに登録されている生徒情報（生徒氏名（学校使用カナ氏名）、学籍番号（学年、組、番）、学校名）と突合作業を行い、その後、学齢簿番号付きの生徒情報を給食予約システム受託業者に提供する。

給食予約システム受託業者は、学校給食課から提供された学齢簿番号付きの生徒情報を基に、給食予約システムに学齢簿番号を登録する。

学校給食課は、学務保健課からの年3回の喫食情報報告の依頼に基づき、給食予約システムから全件の給食利用金額等が記載されている喫食情報を抽出し、その情報を基に、学齢簿番号で就学援助対象者をマッチングさせた喫食情報（エクセルデータ）を作成し、学務保健課に提出する。

学務保健課は、就学援助認定者に対し、その他の費目を支給するタイミングに合わせて、4月から7月までの喫食分を9月に、9月から12月までの喫食分を1月に、1月から3月までの喫食分を4月に支給する。

学務保健課に提出する喫食情報には、学校名、学籍番号（学年，組，番），学齢簿番号，生徒氏名（戸籍氏名及び学校使用カナ氏名），利用金額が記載される。

(4) 安全対策について

ア メール機能に関する市の安全対策

電子メールアドレスの管理について，給食予約システム受託業者のサーバで管理するため，教育委員会及び学校では管理，閲覧はできない仕様となっている。

イ 学齢簿番号に関する市の安全対策

(ア) 学務保健課からの学齢簿情報の受渡しについては，庁内ネットワーク内の端末である学齢簿システムから学務保健課職員が抽出を行い，学務保健課職員から学校給食課職員にCSV形式のデータの受渡しを行う。受渡しに使用する電磁媒体はUSBを使用し，受渡しの際には双方の職員同士が直接受渡しを行う。媒体については，ファイルにパスワードを付与し，紛失しないよう施錠が可能な専用ケース等に収納して運搬する。

(イ) 学務保健課から受け取った学齢簿情報については，パスワード設定を行い，学校給食課内の庁内ネットワーク内の端末に保存する。なお，端末にアクセスする際は，生体認証を設定し，所属長に許可された必要最小限の学校給食課職員に閲覧，使用等を限定することとする。

(ウ) 学務保健課からの学齢簿情報を基に，学校給食課が突合した学齢簿番号付きの生徒情報を給食予約システム受託業者に提供する際は，学校給食課がデータファイルにパスワードを設定し，給食予約システム受託業者契約のオンラインストレージ上でアップロードをして，給食予約システム受託業者がダウンロードをする。給食予約システム受託業者は，アップロード専用のURLをその都度作成し，そのURLをパスワード付きのファイルで添付し，メールで市側に送信する。その後，市側がアップロードしたデータを給食予約システム受託業者がダウンロードをすると二度とダウンロードできないようになっている。また，給食予約システム受託業者がダウンロードする際は，給食予約システム受託業者が設定したパスワードを入力しないとダウンロードができないようになっている。

(エ) 庁内ネットワーク内で管理する学齢簿システムは，個人毎のユーザIDの設定及びパスワードによるアクセス制御を行い，業務内容，業務権限に応じた操作権限を設定する。また，操作ログを採取，蓄積しており，閲覧できるようになっている。

(オ) 学齢簿システムは，サーバ及びすべてのクライアントにTrendMicro社製のウイルスバスターをインストールし，使用

することとしており、安全対策を行っている。

- (カ) 学齢簿システムは、ログインしなければ学齢簿番号から個人に関する情報閲覧することができない。また、庁内ネットワーク内で管理する端末であるため、外部から閲覧等を行うことはできない。

ウ 受託業者の安全対策

- (ア) セキュリティ認証（ISO27001及びプライバシーマーク）の資格を取得している。
- (イ) 作業場所は、機械警備、監視カメラ、有人監視、IDカードの導入等によるセキュリティ管理がされている。
- (ウ) サーバを管理している保管施設への入退室は、関係職員のみ限定し、入退室の状況を記録している。
- (エ) 業務責任者及び従事者の名簿を市に提出する。
- (オ) 端末操作については、ユーザID及び暗証番号による認証を行い、端末操作を関係職員に限定する。
- (カ) 暗証番号は、定期的に変更すると共に操作の状況を記録する。
- (キ) 紙による印刷については、顔認証による出力制限をしている。
- (ク) 紙の印刷物については、作業室内でシュレッダーなどにより確実かつ速やかに廃棄している。
- (ケ) 業務委託契約終了後は、速やかにデータを消去し、記録媒体等がある場合は、専用ソフトでデータ消去し、完全に復元できないようにする、又はデータを復元できないように、シュレッダーなどにより処理をして廃棄する。また、その際は廃棄証明書を提出することとする。
- (コ) 従業員全員が守秘義務誓約書に署名をしている。
- (サ) データセンター内のネットワークと、インターネットとの接続点にファイアウォールを設置し、インターネットからの不正アクセスを防いでいる。
- (シ) ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルス監視を行っている。ウイルスが検知された場合は、保守員にアラートとメールで通知し、即時に駆除等の対応を行う。また、ウイルス対策ソフトのパターンファイル更新は常時行っている。
- (ス) 業務委託契約に係るデータ及び受託業務によって知りえた秘密等の取扱いについては、データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書に基づき契約をする予定である。なお、必要に応じて、市による立ち入り監査が可能になっている。
- (セ) 利用者は、給食予約システムから学齢簿番号の入力、閲覧等が一切できないようになっており、管理者サイトでのみ学齢簿番号を使用するようになっている。

以上、個人情報を取り扱う場合については、条例、藤沢市情報

セキュリティポリシー基本方針，藤沢市コンピュータシステム管理運営規程並びにデータの保護及び秘密の保持等に関する仕様書を遵守し，個人情報の保護及び安全の確保に努める。

(5) 実施時期

2020年（令和2年）1月から

(6) 参考資料

- ア メール機能概要図
- イ 学齢簿番号登録に関する保有情報について
- ウ 学齢簿番号登録・利用イメージ図
- エ 藤沢市中学校給食予約システム等運用業務委託契約書
- オ 藤沢市中学校給食予約システム等運用業務委託仕様書
- カ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は，次に述べる理由により，「1 審議会の結論」(1)から(5)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性について

実施機関では，個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性について，次のように述べている。

就学援助対象者の喫食情報の報告業務について，現在，学務保健課は，戸籍上の氏名を就学援助対象者リストに載せて学校給食課に報告依頼をしているが，給食予約システムでは，学校で使用している氏名の登録をしているため，戸籍上の氏名と給食予約システムに登録されている氏名が異なる場合など，対象者の突合作業が困難なケースがある。給食予約システムにおいて，全生徒の情報を学齢簿番号で管理することによって，学齢簿番号付きの全件の喫食データを給食予約システムから出力することが可能になる。そのデータと学務保健課からの学齢簿番号付き就学援助対象者リストを突合することで，就学援助認定者約1,700人の正確な喫食情報データの作成が容易になり，事務作業の効率化を図り，事務処理ミスを防ぐことができる。また，本業務で必要とする個人情報は，学務保健課が生徒情報を管理するために保有しているものであり，対象者である市内公立中学生約1万500人の保護者から個別に収集した場合，莫大な時間及び労力を要する。迅速かつ合理的に本業務を進めるためには，ほかに方法がないことから，既に市内の生徒の情報について把握し，体系的に管理している学務保健課から当該個人情報を収集し，目的外に利用する必要がある。

以上のことから判断すると，個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由及び個人情報を目的外に利用することに伴う本人

通知を省略する合理的理由について

実施機関では、今回収集し、利用する個人情報、約1万500件になることから、通知すべき相手が多数で、通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれることから、事前に個別通知することは困難である、としている。

なお、代替え措置として、年度内に生徒全員に配布予定の書類に、学齢簿システムから学齢簿番号、生徒氏名（戸籍氏名）、学校名、学年を収集し、中学校給食予約システムに利用することについて、掲載することで対象者（保護者）に対して周知を行う、とのことである。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由及び個人情報を目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

(ア) メール機能

給食予約システムのメール機能は、利用者があらかじめ給食予約システムに登録した電子メールアドレスに、希望する各種通知内容のメールが届くものである。

既存の給食予約システムでは、給食予約システム受託業者が給食に関する各種通知を紙ベースで発行し、学校を通じて生徒に渡しているが、生徒が保護者に渡すことを忘れてしまっているなどの理由により、保護者に通知が渡らないことがある。

また、予約情報や各種お知らせについて、給食予約システムにログインしないと見ることができないため、給食に関する各種情報を収集できないことがあり、給食に関する各種情報をメール配信してほしいとの声が挙がっている。

新たに電子メールアドレスを給食予約システムに追加し、管理するため、コンピュータ処理を行う必要がある。

(イ) 学齢簿番号

給食予約システムに学齢簿番号を追加し、全生徒の情報を管理及び喫食データ等を出力するため、コンピュータ処理を行う必要がある。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策について

実施機関が「2 実施機関の説明要旨」(4)のア、イ(ア)から(カ)まで、及びウ(ア)から(セ)までにおいて示す安全対策は、次のとおりである。

(ア) メール機能に関する市の安全対策

実施機関では、次のような安全対策を講じている。

電子メールアドレスの管理について、給食予約システム受託業者のサーバで管理するため、教育委員会及び学校では管理、閲覧はできない仕様となっている。

(イ) 学齢簿番号に関する市の安全対策

- a データの安全性を高めるための措置 イ(ア), イ(ウ)
- b 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 イ(イ), イ(エ), イ(カ)
- c ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置 イ(ウ), イ(オ), イ(カ)
- d 日常的な安全対策 イ(エ)

(ウ) 受託業者の安全対策

- a 実施機関が受託者の安全対策を確認できるようにするための措置 ウ(ア), ウ(イ), ウ(ウ), ウ(エ), ウ(コ), ウ(ス)
- b 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 ウ(オ), ウ(セ)
- c ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置 ウ(サ), ウ(シ)
- d 利用後にデータを確実に消去するための措置 ウ(ク), ウ(ケ)
- e 日常的な安全対策 ウ(カ)
- f その他安全対策を高めるための措置 ウ(キ)

以上、個人情報を取り扱う場合については、条例、藤沢市情報セキュリティポリシー基本方針、藤沢市コンピュータシステム管理運営規程並びにデータの保護及び秘密の保持等に関する仕様書を遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

以 上